

相 続 税 法 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 新 旧 対 照 表

改 正 後

(障害者非課税信託取消申告書の記載事項)

第三条 省 略

2 施行令第四条の十四第二項に規定する障害者非課税信託取消申告書（以下「障害者非課税信託取消申告書」という。）を受理した受託者の営業所等の長は、当該障害者非課税信託取消申告書に、当該受託者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十六項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を付記するものとする。

(物納申請書等の記載事項等)

第二十二條 法第四十二条第一項（法第四十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 三 省 略

四 延納によつても金銭で納付することを困難とする事由並びにその困難とする金額及びその計算の明細

五 九 省 略

2 9 省 略

(特定物納申請書の記載事項)

第二十八條 法第四十八条の二第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 二 省 略

三 法第四十八条の二第一項の規定による物納（以下この条において「特定物納」という。）を求めようとする税額

四 法第三十九条第三十項（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更された条件による延納によつても金銭で納付

改 正 前

(障害者非課税信託取消申告書の記載事項)

第三条 同 上

2 施行令第四条の十四第二項に規定する障害者非課税信託取消申告書（以下「障害者非課税信託取消申告書」という。）を受理した受託者の営業所等の長は、当該障害者非課税信託取消申告書に、当該受託者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を付記するものとする。

(物納申請書等の記載事項等)

第二十二條 同 上

一 三 同 上

四 延納によつても金銭で納付することを困難とする金額及びその困難とする事由

五 施行令第十七条に規定する延納によつて納付することができる額及びその計算の明細

六 十 同 上

2 9 同 上

(特定物納申請書の記載事項)

第二十八條 同 上

一 二 同 上

三 施行令第二十五条の七第一項において準用する施行令第十七条に規定する延納によつて納付することができる額及びその計算の明細

四 法第三十九条第三十項（法第四十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により変更された条件による延納によつても金銭で納付

することを困難とする事由並びにその困難とする金額及びその計算の明細

五〇九 省 略

第一号書式

障 害 者 非 課 税 信 託 申 告 書 省 略

備考

- 一 省 略
- 二 この申告書の記載の要領は、次による。
 - 1・2 省 略
 - 3 「受託者」の欄の
イ 省 略
 - ロ 「法人番号」の項は、当該受託者の営業所等の長が当該受託者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。
- 4～7 省 略

第二号書式

障 害 者 非 課 税 信 託 取 消 申 告 書 省 略

備考

- 一 省 略
- 二 この申告書の記載の要領は、次による。
 - 1 省 略
 - 2 「受託者」の欄の
イ 省 略
 - ロ 「法人番号」の項は、当該受託者の営業所等の長が当該受託者の

することを困難とする金額及びその困難とする事由並びに法第四十八条の二第一項の規定による物納（以下この条において「特定物納」という。）を求めようとする税額

五〇九 同 上

第一号書式

障 害 者 非 課 税 信 託 申 告 書 同 左

備考

- 一 同 左
- 二 同 左
 - 1・2 同 左
 - 3 同 左
 - イ 同 左
 - ロ 「法人番号」の項は、当該受託者の営業所等の長が当該受託者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
- 4～7 同 左

第二号書式

障 害 者 非 課 税 信 託 取 消 申 告 書 同 左

備考

- 一 同 左
- 二 同 左
 - 1 同 左
 - 2 同 左
 - イ 同 左
 - ロ 「法人番号」の項は、当該受託者の営業所等の長が当該受託者の

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。

3 ～ 6 省 略

第三号書式

障 害 者 非 課 税 信 託 廃 止 申 告 書 省 略

備考

- 一 省 略
- 二 この申告書の記載の要領は、次による。
 - 1 省 略
 - 2 「受託者」の欄の
 - イ 省 略
 - ロ 「法人番号」の項は、当該受託者の営業所等の長が当該受託者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。
 - 3 ～ 5 省 略

第五号書式

生 命 保 険 金 ・ 共 済 金 受 取 人 別 支 払 調 書 省 略
--

備考

- 一 保険金等受取人及び保険契約者等（又は保険料等払込人）の個人番号又は法人番号欄には、当該保険金等受取人及び保険契約者等（又は保険料等払込人）の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。
- 二 ～ 九 省 略

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

3 ～ 6 同 左

第三号書式

障 害 者 非 課 税 信 託 廃 止 申 告 書 同 左

備考

- 一 同 左
- 二 同 左
 - 1 同 左
 - 2 同 左
 - イ 同 左
 - ロ 「法人番号」の項は、当該受託者の営業所等の長が当該受託者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
 - 3 ～ 5 同 左

第五号書式

生 命 保 険 金 ・ 共 済 金 受 取 人 別 支 払 調 書 同 左
--

備考

- 一 保険金等受取人及び保険契約者等（又は保険料等払込人）の個人番号又は法人番号欄には、当該保険金等受取人及び保険契約者等（又は保険料等払込人）の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。
- 二 ～ 九 同 左

第六号書式

損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書 省 略

備考

- 一 保険金等受取人及び保険契約者等（又は保険料等払込人）の個人番号又は法人番号欄には、当該保険金等受取人及び保険契約者等（又は保険料等払込人）の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。
- 二～九 省 略

第七号書式

退職手当金等受給者別支払調書 省 略

備考

- 一～四 省 略
- 五 支払者の個人番号又は法人番号欄には、当該支払者の一に規定する個人番号又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。

第八号書式

保険契約者等の異動に関する調書 省 略

備考

- 一～四 省 略
- 五 保険会社等の法人番号欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を

第六号書式

損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書 同 左

備考

- 一 保険金等受取人及び保険契約者等（又は保険料等払込人）の個人番号又は法人番号欄には、当該保険金等受取人及び保険契約者等（又は保険料等払込人）の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。
- 二～九 同 左

第七号書式

退職手当金等受給者別支払調書 同 左

備考

- 一～四 同 左
- 五 支払者の個人番号又は法人番号欄には、当該支払者の一に規定する個人番号又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。

第八号書式

保険契約者等の異動に関する調書 同 左

備考

- 一～四 同 左
- 五 保険会社等の法人番号欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を

記載すること。

六 省 略

第九号書式

信託に関する受益者別（委託者別）調査 省 略

備考

- 一 「受益者」、「特定委託者」及び「委託者」の欄の「個人番号又は法人番号」の項には、当該受益者、特定委託者及び委託者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。

二～七 省 略

施 行 期 間

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

記載すること。

六 同 左

第九号書式

信託に関する受益者別（委託者別）調査 同 左

備考

- 一 「受益者」、「特定委託者」及び「委託者」の欄の「個人番号又は法人番号」の項には、当該受益者、特定委託者及び委託者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号を記載すること。

二～七 同 左